標準文書保存期間基準(保存期間表)【富山簡易裁判所庶務課】				庶務課	令和5年4月1日				
事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類 型	司法行政文書の具体例	分類 名称 名称					
				大分類	中分類	(小分類)	保存期間		
1 裁判官の配置、代理に応じます。	裁判官の配置、代理順序、		立案基礎文書	基本方針、基本計画	事務分配等	裁判官	裁判官(当該年度)	5年	
	事務分配及び開廷日割に関する立案の検討その他の重		内部調整文書 裁判官会議に提出された文	協議書、回答書 配布資料	1				
以外の職員の配置及び 事務分配の定め並びに その経緯	要な経緯		書	日山 東 作					
2 職員の人事に関す	(1) 裁判官以外の職員の任		裁判官以外の職員の任免及	一時的通達	職員人事 (事務)	任免、勤務裁判所の指定	任免、勤務裁判所の指定(連絡文書)(当該	5年	
る事項	免、勤務裁判所の指定等に 関する重要な経緯		び勤務裁判所の指定等に関 する連絡文書			(連絡文書)	年度)		
	(2) 裁判官以外の職員の試験、選考等に関する業務		裁判官以外の職員の試験、 選考等に関する連絡文書	一時的通達		試験、選考 (連絡文書)	試験、選考(連絡文書)(当該年度)	5年	
			立案基礎文書	基本方針、基本計画		試験、選考	試験、選考(当該年度)	5年	
			試験又は選考の実施に関す る文書	実施計画、選考実施記 録、報告、通知					
		エ	試験又は選考の結果が記録 された文書	昇任候補者名簿					
	(3) 俸給その他の給与に関する業務		俸給その他の給与、級別定 数、給与簿等に関する連絡 文書	一時的通達		給与(連絡文書)	給与(連絡文書)(当該年度)	5年	
		イ	俸給その他の給与、級別定数等に関する文書	上申書、協議書、報告 書、通知、給与に関す る決裁文書		給与	給与(当該年度)	5年	
			出勤簿(登 勤簿を含む)	超過勤務等命令簿		人事帳簿	超過勤務等命令簿(当該年度)	5年3月	
				 出勤簿(登庁簿及び欠			勤務時間報告書(当該年度) 出勤簿(当該年度)	5年 5年	
				勤簿を含む)			山 期 傳(日 水 十 茂)	3 +	
	(4) 勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する業務		勤務時間、休暇、職員団体 その他の服務に関する連絡 文書	一時的通達		服務(連絡文書)	服務(連絡文書)(当該年度)	5年	
		イ	勤務時間、休暇、職員団体 その他の服務に関する文書			服務	服務(当該年度)	3年	
		Ď	人事帳簿	休暇簿(年次休暇用、病気休暇用、特別休暇用)、休暇簿(介護神明)、休暇簿(介護時間)、休暇簿(所襲神明)、休暇簿(明明明)、休暇将(明明、休暇用、水明明、水暇时、水暇时、外護時間用、介護時間用、介護時間用、の写し		人事帳簿	休暇簿(当該年度)	3年	
					_		異動者の休暇簿 (当該年度)	1年	
	(5) 栄典又は表彰の授与又 は剥奪の重要な経緯		栄典又は表彰の授与又は剥 奪に関する連絡文書			栄典 (連絡文書)	栄典(連絡文書) (当該年度)	5年	
		イ	栄典又は表彰の授与又は剥 奪に関する文書	上申書、伝達文書、受 章者名簿]	栄典	栄典(当該年度)	10年	

A 40 F / F / F / F / F

		\\\	 務に係る司法行政文書の類	T	分類			
事項	業務の区分	型型		司法行政文書の具体例	大分類	中分類	名称 (小分類)	保存期間
	(6) 職員の人事に関する業務 ((1)から(5)までに該当するものを除く。)		職員の人事に関する業務に ついての一時的な連絡文書	一時的通達		書簡、通知等(5年)	書簡、通知等(当該年度)	5年
	0 0 2 E/M (°)	イ	人事の付随的事務に関する 文書	書簡、通知等 指定管理職通知書の写		書簡、通知等(1年)	書簡、通知等(当該年度)	1年
3 訟務に関する事項	(1) 官報掲載に関する業務		官報掲載に関する連絡文書	l	訟務(事務)	官報	官報(当該年度)	3年
	(2) 事件記録の保存に関す		事件記録の保存に関する連	一時的通達		記録保存	記録保存(当該年度)	5年
	る業務 (3) 訟廷事務等に関する業 務(1)及び(2)に該当するも のを除く。)		絡文書 最高裁からの連絡文書、事 件記録の廃棄、検査等に関 する文書、訟廷事務に関す る業務についての一時的文			連絡文書	連絡文書(当該年度)	5年
		1	青 最高裁からの裁判書の送 付、事件関係の書件処 、事件関係の書、文書するで、事本書のでの配理が を事するで、事文書を選集を が、表述を書いてので、 、本述を 、本述を 、本述を 、本述を 、本述を 、本述を 、本述を 、本述	会、外国司法送達共助、調査調託法権無關。 明祖 記述依頼 調書 事務 書 当 事務 記述 は 担 当 最 記述 は 担 当 資料 は 近 がらの 書、 の 答 の 過 の 局 査 の 同 答 の 過 の 局 査 の 回 答 の 過 の 局 査 の 回 答 の 過 の 局 査 の 回 答 の 過 の 局 査 の 回 答 の 過 の 局 査 の の の の の の の の の の の の の の の の の		判決書等写し、調査回答書	判決書等写し、調査回答書(当該年度)	1 年
		ウ	国を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯に関する文書			争訟事件資料	争訟事件資料(当該年度)	訴訟が終結 する特定日以 後10年
4 会計に関する事項	役務に関する業務		録音反訳の実施に関する文 書			役務 (録音反訳)	役務(録音反訳)(当該年度)	5年
5 庶務に関する事項	(1) 公印の管理に関する業 務		庶務帳簿		庶務(事務)	庶務帳簿	公印管理簿 契印機の保管責任者について定めた文書 廃止公印管理簿 (当該年度)	常用 常用 30年

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類	司法行政文書の具体例				
		未務に係る可伝行政文書の類 型		大分類	中分類	名称 (小分類)	保存期間
	(2) 文書の管理に関する業 務	ア 文書の管理に関する連絡文書	一時的通達		文書(連絡文書)	文書(連絡文書) (当該年度)	5年
		イ 文書の廃棄の意思決定が記 載された文書	廃棄目録		文書(廃棄)	文書(廃棄)(当該年度)	5年
		ウ 文書の保存期間等が定めら れた文書	標準文書保存期間基準 (保存期間表)		文書(保存期間基準)	文書(保存期間基準)(当該年度)	5年
		エ 廃棄した短期保有文書に係る業務の類型及び廃棄をした日の記録	廃棄記録		文書(廃棄記録)	文書(廃棄記録)(当該年度)	5年
		才 庶務帳簿			庶務帳簿	文書受理簿 (当該年度)	5年
						文書発送簿(当該年度)	5年
						当直文書受付簿(当該年度)	3年
						送付簿(当該年度)	3年
	(3) 庶務に関する業務((1) 及び(2)に該当するものを除く。)	ア 事務取扱担当者等の指定及 び特定個人情報等の取扱区 域の管理に関する文書			個人番号関係事務	個人番号関係事務(当該年度)	5年
		イ 庶務に関する業務について の一時的文書	一時的通達、懇談会通 知文書、学会出席者選 定通知		書簡、通知等(5年)	書簡、通知等(当該年度)	5年
		ウ 司法行政文書開示申出に関 する文書、保有個人情報の 開示申出に関する文書			開示	開示(当該年度)	1年
		工 保護通知書	保護通知書		保護通知書	保護通知書(当該年度)	1年
		オ 庶務に関する業務について の一時的文書	送付書、受領書、通 知、書簡、周知文書		書簡、通知等(1年)	書簡、通知等(当該年度)	1年
		力 庶務帳簿			庶務帳簿	送付簿(個人番号関係事務) (当該年度)	3年
						認証カード貸与簿(当該年度)	3年